

前回の協議を踏まえた山口市地域クラブの方向性

前回協議会における御意見や協議結果を踏まえた現時点の本市の方向性を示したものです。
今後、これを基本としガイドライン（素案）に反映することとします。

現時点での本市の方向性としてお示しましたが、(1)地域クラブの活動日数については、協議会(令和7年2月13日開催)において様々な意見があり、さらに検討を深める必要があるものと判断し、継続して協議することとしました。

(1)地域クラブの活動日数について

- ・小・中学生へのアンケート結果や平日の指導者確保の観点、会費への影響などを総合的に勘案し、週3日(平日2日・休日1日)の活動日数とする。
- ・市が設置、運営を行う地域クラブであり、公平性の観点から活動日数は一律に設定するものとする。
- ・長期休暇中の活動に関しては、学期中に準ずる。

(2)地域クラブ活動の活動時間について

- ・平日の活動時間は、放課後から日没までを基本とし、上限は2時間とする。
- ・指導者の確保状況等により、上記の時間帯での活動が難しい場合は、生徒・保護者を含む関係者の意見を踏まえながら、個別に調整を行う。
- ・休日の活動時間は上限を3時間とする。

(3)地域クラブ活動の報酬及び指導者区分について

- ・指導者に対し、時間単価 1,500 円を上限とし報酬を支払う。
- ・特に運動部においては、生徒の技術指導を担う指導者と別に、指導の補助、活動上の怪我やトラブル等の対応等を担う「指導補助者」の区分を設ける。なお、指導補助者の報酬は指導者と差を設けることとする。
- ・なお、指導者の配置人数については、参加者(指導する生徒数)の状況に応じて別途検討する。

(4)継続協議事項(本日の協議会の議題2で取り扱うものとする)

- ・地域活動の指導者確保に向けた方向性について(教員の兼職兼業の取扱いについて)